



(財) 財務会計基準機構会員

平成 24 年 5 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社ゴールドウイン

代表者名 取締役社長 西田明男

(コード番号 8111 東証1部)

問 合 せ 先 取締役専務執行役員

管 理 本 部 長

二川清人

TEL(03)3481-7203

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 16 日開催の取締役会において、以下のとおり、平成 24 年 6 月 28 日に開催予定の第 61 回定時株主総会に、定款一部変更の件について付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となる旨の規定を新設し、併せて同規定の一部と内容が重複する文言の削除、条数の繰り上げ等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 24 年 6 月 28 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 24 年 6 月 28 日 (予定)

以上

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 6 条 (条文省略)</p> <p>② 株主総会は、前項の新株予約権の無償割当等を行うための手続きについて、予め承認決議を行うことができる。当該承認決議には、企業価値ひいては株主共同の利益を確保しかつ向上させる観点から相当と認められる一定の附帯条件を付することができる。当該承認決議は定款第 17 条第 1 項に定める決議要件によるものとし、当該総会決議に有効期間が付されているときで当該有効期間終了前に当該決議内容を変更する旨の株主総会決議を行う場合には、当該変更決議は定款第 17 条第 2 項に定める決議要件による。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 8 条 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>第 9 条～第 36 条 (条文省略) (新 設)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第 37 条 剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p> <p>② 当社は、取締役会の決議によって、<u>毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>	<p>第 6 条 (現行どおり)</p> <p>② 株主総会は、前項の新株予約権の無償割当等を行うための手続きについて、予め承認決議を行うことができる。当該承認決議には、企業価値ひいては株主共同の利益を確保しかつ向上させる観点から相当と認められる一定の附帯条件を付することができる。当該承認決議は定款第 16 条第 1 項に定める決議要件によるものとし、当該総会決議に有効期間が付されているときで当該有効期間終了前に当該決議内容を変更する旨の株主総会決議を行う場合には、当該変更決議は定款第 16 条第 2 項に定める決議要件による。</p> <p>(削除)</p> <p>第 8 条～第 35 条 (現行どおり) (剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 36 条 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議により定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第 37 条 <u>当社の剰余金の配当の基準日は、毎年 3 月 31 日および 9 月 30 日とする。</u></p> <p>② 当社は、<u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</u></p>